

一般会計等財務書類に係る注記

1.重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

また開始後については、原則として取得原価とし再調達原価での評価は行わないこととしております。

②有形固定資産等の減価償却の方法

- ・有形固定資産（建物,工作物,物品）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 35年～50年

工作物 20年～45年

物品 4年～10年

- ・無形固定資産（ソフトウェア）

定額法を採用しております。

③引当金の計上基準及び算定方法

- ・徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しております。

- ・賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

- ・退職給付引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

- ・損失補償引当金地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っております。

④リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております）。

⑤資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

⑥その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税込方式によっております。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容

特にありません。

(2) 表示方法を変更

特にありません。

3. 重要な後発事象

①主要な業務の改廃

②組織・機構の大幅な変更

③地方財政制度の大幅な改正

④重要な災害等の発生

⑤その他重要な後発事象

上記①～⑤に関して特記事項はありません。

4. 偶発債務

会計年度末において現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載

①保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））

②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

③その他主要な偶発債務

上記①～③に関して特記事項はありません。

5. 追加情報

①対象範囲（対象とする会計）

一般会計

群馬県市町村総合事務組合※

※群馬県市町村総合事務組合の非常勤職員公務災害補償事務への負担を行っていますが、年間の負担額が少額なものであり、全体の負担割合を考慮し検討を行った結果連結の対象外とします。尚、退職手当支給事業に関しては総務省より公表されたQ&Aの追加（統一的な基準による地方公会計マニュアルに掲載のQ&Aの追加）より、退職手当準備金として計上する金額がマイナスの場合に該当する為、連結処理を行わない事になります。

②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

該当無し

③出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含みます。）及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨、財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。

（地方自治法 235 条の 5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。」）

④表示単位未満の金額は四捨五入を行っています。